

平成22年度 主な住宅設備、家庭用電気器具、リフォーム等の違法事件又は、法改正等の情報ファイル

2010. 1. 28 ~ 2. 24 情報ファイルのまとめ 健康関連取引適正事業団 調査(株)

発生日	関係機関	該当社名又は、個人名	違法内容、概要又は、参考事項
H22. 1. 28	新潟県上越警察署・生活安全課	永嶋 剛 (個人事業者) (長野県長野市)	特定商取引法(書面不交付)違反にて、個人を逮捕。架空の会社名を用い、床下の害虫駆除・漏気防止などの戸別訪問を行う。余罪も追及。
H22. 1. 29	茨城県警本部・捜査2課 電々捜査課、健	中村興治 (自営自営業、埼玉県三郷市) 小島敏嗣 (自営会社員、千葉県松戸市)	詐欺容疑で2名を逮捕。太陽光発電やオール電化契約を装い、「モニターを募集している」と持ち掛け金品を窃取。茨城県、千葉県を中心に同様の被害が数十件確認。
H22. 2. 8	群馬県高岡警察署生活安全課	渡辺達二 (消火器販売業、埼玉県上里町) 根岸祐介 (消火器販売業、埼玉県水戸市)	特定商取引法(偽偽書面交付)違反容疑で、同2名を逮捕。無関係な会社の法定書面を用いて、消火器の戸別訪問。
H22. 2. 15	広島県環境民局・消費生活課 (消費生活センター)	太陽建設㈱ (広島市佐伯区八幡)	特定商取引法(氏名等の明示義務(販売目的範囲)、書面不備、不実告知)違反にて、6ヶ月の業務停止命令を課した。代表者: 橋本敏也 「屋根工事をしないと地盤が腐ってしまい・・・」などと不実告知を告げ、勧誘。平成19年4月~平成22年1月、広島県で46件の相談。住宅リフォーム(屋根及び、屋根瓦の修繕)の戸別訪問。
H23. 2. 24	東京都・取引指導課 神奈川県・県民生活課指導班	朝仕建社 (横浜市中央区弥生町)	特定商取引法(氏名等の明示義務(販売目的範囲)、不実告知、迷惑勧誘)違反にて、東京都と神奈川県が合同で6ヶ月の業務停止命令を課した。代表者: 鈴木英之 ガス会社を装い、古いガス給湯器を直す会社ですと訪問し、高額な給湯器の契約を行う。ガス給湯器の販売及び、住宅リフォームの戸別訪問。
H22. 2. 24	京都府警本部・生活経済課 城南警察署・生活安全課	阪口雄一 (元、住宅リフォーム従業員) (大阪市東成区)	詐欺容疑と特定商取引法(書面不交付など)違反容疑で個人を逮捕。重要事項の故意の不告知(前施工事をしないと家が壊れるなど)を告げ、81歳の高齢者から前職工事費の内金として200万円を騙し取る。
H22. 2. 24	警察庁	特定商取引法違反の検挙・検発	2009年、住宅リフォームなどの特定商取引法違反で全国の警察機関が検挙・検発したのは、152件(前年比7%増、マルチ商法除く)で逮捕者は371名。65歳以上の高齢者の割合が5年前に比べ32%増。

環境関連商品(役務)会員各位(代表者殿)・・・浄水機の戸別訪問も同時、情報提供

情報提供及び、総合所見

・東京取引指導課及び、神奈川県県民生活課指導班が合同で、下記の事業者に対し、6ヶ月の業務停止命令を科した。  
違反行為は、氏名等の明示義務(販売目的範囲)、不実告知(知識の無い不実告知など)並びに、迷惑勧誘である。尚、東京都のみで平成21年度のみで32件の苦情相談、神奈川県のみで33件の苦情相談で最も悪質である。

平成22年 2月24日 健康関連取引適正事業団 調査(株)

ガス会社を装い、「古いガス給湯器を直す会社です。」等と訪問し、

高額なガス給湯器やリフォーム工事を販売していた事業者に

業務停止命令(6ヶ月) 神奈川県と同時処分

平成22年2月24日  
生活文化スポーツ局

本日、東京都は、会社名や勤務目的を明らかにせず、話して詰まった営業員を、(血盟と同じで)ボロボロになると水廻りが好き、下の部屋の人に迷惑をかけてしまいます。」と説明し、高額なガス給湯器やリフォーム工事を契約させるなどの取引を行っていた事業者に対し、特定商取引法(以下「特定商取引法」という。)第8条に基づき、6ヶ月間業務の一部を停止すべきことを命じました。  
当該事業者については、東京、神奈川県でトラブルが集中したため、神奈川県と同時処分を行いました。

1 事業者の概要

事業者名 株式会社雄社  
代表者名 代表取締役 鈴木英之  
設立 平成21年1月26日  
資本金 500万円  
従業員数 12名(代表者、役員を含む。)  
本店 神奈川県横浜市中央区弥生町二丁目16番地1  
業務内容 ガス給湯器の販売及びリフォーム工事請負(訪問販売)  
売上高 設立時から平成21年12月9日までの間、年商3億7,400万円

環境関連商品(役務)会員各位(代表者殿)

情報提供及び、総合所見

・住宅リフォーム事業者の道徳的関与ではないが、元住宅リフォーム従業員又は、元訪問販売員などによる、詐欺又は、特定商取引法違反行為が横行している。詐欺容疑は、10年以下の懲役にて、実刑が課せられる刑事事件であり、これらの住宅リフォームに関連した詐欺行為が横行し、理念を持った住宅リフォーム事業者の社会的地位を傷つけていることも看過ではない。  
また、高齢者契約(特に70歳以上)・高齢者契約・販売目的範囲、不実告知等であり、詐欺容疑が考えられ、現在、太陽光発電商品(役務)及び、オール電化商品(役務)関連の消費者トラブルが多発しているが、悪質な事業者は、特定商取引法違反容疑ではなく、詐欺容疑で起訴されるケース(事件)も増えるであろう。

平成22年 2月25日 健康関連取引適正事業団 調査(株)

リフォーム詐欺容疑で男を逮捕  
城陽署

京都府城陽署などは24日、詐欺と特定商取引法違反(不備書面交付など)の疑いで大阪市東成区中本5丁目、元建設リフォーム会社従業員の阪口雄一(46)を逮捕した。

逮捕容疑は昨年9月30日ごろ、城陽市の女性(81)宅を訪れ、「屋根が沈んで曲がり、補強しないと地盤で壊れる」とうそを言い、耐震工事費の内金として現金200万円をだまし取るなどした疑い。

城陽署によると阪口容疑者は当時、大阪市内で朝顔が経営する会社に勤務。「うそをついて、契約した覚えはない」と容疑を否認している、という。